

今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和8年1月9日（金）
午後2時00分から午後2時45分まで
2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館11階 特別会議室1、2号
3. 農業委員の定数及び出欠等

定数 24名（現に在任する委員 24名）

議長（会長） 12番 桑田 誠（会議規則第7条）

出席委員数 19名

【1番】矢野 丈一	【2番】渡邊 節夫	【3番】八木 良太	【4番】岡林 興通
【5番】井出 秀司	【6番】高宮 出	【7番】近藤 徹也	【8番】益田 志郎
【9番】竹田 清隆	【10番】渡部 弥栄		【12番】桑田 誠
【13番】青木 久子	【14番】越智 千保子	【15番】新居田 守	
【17番】村上 晋太郎	【18番】岡田 勝利	【19番】河野 哲也	【20番】白石 義廣
【21番】藤原 清久			

欠席委員数 5名

【11番】越智 信彦	【16番】渡部 正義	【22番】藤井 進也	【23番】木村 誠
【24番】近松 安文			

4. 議事に関与する職員

局長	砂田 征典
次長	新居田 伸一郎
次長	森本 猛
係長	芝田 裕治
主事	八木 悠斗

5. 議事

【農地法関係議案】

議案第 59 号

農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について (受付番号 1~9)

議案第 60 号

農地法第 3 条の規定による許可申請について (受付番号 1~10)

議案第 61 号

農地法第 3 条の規定による許可の取消願について (受付番号 1)

議案第 62 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について (受付番号 1~7)

議案第 63 号

農業振興地域整備計画変更 (編入) について (受付番号 1)

議案第 64 号

農業振興地域整備計画変更 (除外) について (受付番号 1)

議案第 65 号

地域計画変更 (除外) について (受付番号 1~2)

議案第 66 号

農用地利用集積等促進計画関係 (農地中間管理事業) について (受付番号 1~55)

議案第 67 号

今治市農業委員会委の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規定の一部を改正する規定制定について

議案第 68 号

今治市農業委員会の農地利用最適化推進委員の募集について

報告第 34 号

農地法第 3 条の 3 の規定による届出について (受付番号 1~15)

報告第 35 号

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について (受付番号 1)

報告第 36 号

農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について(受付番号 1～5)

報告第 37 号

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について (受付番号 1～2)

6. 議事録

- 事務局 | 定刻が参りましたので、ただ今から「令和7年度 第10回総会」を始めさせていただきます。
- 本日は、委員24名中19名の出席となっており、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。
- なお、総会の議長につきましては、「今治市農業委員会会議規則第7条」により会長が議長を務めることになっておりますので、以降の議事進行につきましては、桑田会長により進めていただきます。
- 議長 | それでは、ただ今から「令和7年度 第10回総会」を開会いたします。
- 事務局から説明がありましたとおり、規則により私が議長を務めさせていただきます。議事運営にご協力よろしくお願いたします。
- まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。
- 今回は、議事録署名人に【1番】矢野 丈一 委員、【13番】青木 久子 委員の両委員を私から指名させていただきます。
- 議長 | それでは、議案の審議に入ります。
- 議案第59号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について事務局の説明を求めます。
- 事務局 | それでは、ご説明いたします。議案書1ページをお開きください。
- 議案第59号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。
- [受付番号1]
申請地は砂場町にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は122㎡でございます。
- [受付番号2]
申請地は矢田にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は786㎡でございます。
- [受付番号3]
申請地は来島にある農地5筆で、登記地目は畑、面積は合計3,107㎡でございます。
- [受付番号4]
申請地は宮ヶ崎にある農地10筆で、登記地目は畑、面積は合計2,830㎡でございます。
- [受付番号5]
申請地は菊間町佐方にある農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計2,878㎡でございます。
- [受付番号6]

申請地は吉海町仁江にある農地 5 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 15,250 m²でございます。

[受付番号 7]

申請地は宮窪町友浦にある農地 28 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 13,017 m²でございます。

[受付番号 8]

申請地は宮窪町余所国にある農地 17 筆で、登記地目は田、畑、面積は合計 13,364 m²でございます。

[受付番号 9]

申請地は関前岡村にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 1,089 m²でございます。

続きまして、議案書 1～4 ページの合計は、9 件、70 筆、面積 52,443 m²となっております。地元委員さん 1～3 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国から示された「農地法の運用について」第 4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈している」など農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 原案どおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、原案どおり非農地と判断いたします。

議長 続きまして、議案第 60 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 60 号についてご説明いたします。
議案書 5 ページをご覧ください。

[受付番号 1]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は 1 筆で、地目は田、面積は 369 m²で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が耕作地拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 2]

譲受人は〇〇才の農業兼幼稚園教諭、申請地は1筆で、地目は畑、面積は1,081㎡で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が耕作地拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 3]

譲受人は〇〇才の農業兼自営業の者、申請地は1筆で、地目は田、面積は595㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が耕作地拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 4]

譲受人は〇〇才の農業兼公務員の者、申請地は1筆で、地目は田、面積は927㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が小作地解放のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 5]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は9筆で、地目は田及び畑、面積は合計5,440㎡で、現在、水稻及び野菜を栽培しております。今回、譲受人が耕作地拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 6]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は畑、面積は615㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が耕作地拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 7]

譲受人は〇〇才の会社役員、申請地は1筆で、地目は田、面積は861㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が新規耕作のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 8]

譲受人は〇〇才の農業兼会社役員、申請地は1筆で、地目は田、面積は1,866㎡の遊休農地でしたが、現在耕耘を実施し、許可後野菜を栽培する予定です。今回、譲受人が耕作地拡大のため、売買による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 9]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は2筆で、地目はいずれも畑、面積は合計145㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が耕作地拡大のため、贈与

による所有権移転を受けるものでございます。

[受付番号 10]

譲受人は〇〇才の会社員、申請地は2筆で、地目はいずれも畑、面積は合計3,204㎡で、現在、柑橘を栽培しております。今回、譲受人が新規耕作のため、使用貸借による設定を受けるものでございます。

続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請書ごとの要件確認書をご覧ください。

農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書は1ページから20ページまでとなります。

それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか

②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか

③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか

④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか

⑤小作地を他人に転貸、質入れしていないか

⑥農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっており、許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であります。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。

以上で説明を終わります。

議長

説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

越 智
千保子
委員

受付番号10について質問があります。この案件は、農地中間管理機構を通さない使用貸借権の設定となっておりますが、なぜ農地中間管理機構を通した貸借契約になっていないか教えてください。

事務局

農地中間管理を通した契約は、申請から貸借開始までの事務手続き期間が非常に長くなってしまいう関係で、貸借契約の終了から新しい貸借を開始するまでの空白期間が長くなってしまいます。切れ目なく貸し借りをし続けることを希望されるため、農地法3条許可による貸借を申請しています。また、農地中間管理機構を通した貸借契約では、年数を5年以上に設定することが求められますが、3条許可による契約では、貸借する年数に制限がありません。なお、受付番号1

0の案件につきましては、6年間の使用貸借として、申請されております。

議長 その他ご質問ございませんか。

渡 邊 受付番号7と受付番号10の案件について、譲受人の事由が「新規耕作のため」
節 夫 となっております。「新規耕作」と表現した意図と、新規耕作の定義について教
委員 えてください。

事務局 令和7年11月まで、耕作面積がない方による農地取得につきましては、すべて「新規就農」と表現しておりました。しかし、令和7年9月及び10月の総会において、小面積で家庭菜園程度と思われる農地取得の事由として「就農」という表現は適当ではないとのご指摘をいただきました。そのため、11月の総会后、役員会を開催し、耕作面積がない方による農地取得について、「新規就農」という表現を、すべて「新規耕作」という表現に変更する事務局案が承認された次第でございます。また、農家の定義の1つとして、1000㎡以上の面積を耕作している世帯があげられます。そのため、耕作面積が1000㎡に満たない世帯の者による農地取得事由につきましても、農家の農業規模拡大ではなく「新規耕作のため」と表現させていただきます。

局長 就農という言葉は、農業という仕事に就くことを指し、自家消費を目的とした農地取得の事由として、適切かというご指摘がありました。今後、農地法3条許可の農地取得事由として、「就農」という表現は不適當な場面があることを考慮し、農地の取得事由は、「新規耕作のため」と「耕作地拡大のため」の2つに統一させていただければと思います。

岡 林 就農という表現では、仕事として農業に就いていない、自家消費程度の人も農
委員 家であるかのような誤解を与えるため、表現を変更したということで間違い
ないですか。

事務局 間違いありません。

議長 事務局から説明がありましたが、その他にご質問はございませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 許可することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 | それでは、許可することといたします。

議長 | 続きまして、議案第 61 号 農地法第 3 条の規定による許可の取消願について事務局の説明を求めます。

事務局 | それでは、議案第 61 号についてご説明いたします。
議案書 6 ページをご覧ください。

[受付番号 1]

令和 7 年 12 月 15 日付で、令和 2 年 9 月 9 日開催の農業委員会の総会において承認された農地法第 3 条の規定による許可について取消願が提出されました。譲受人は、当時〇〇才の農業者、申請地は 3 筆で、地目はいずれも田、面積は合計 1,493 m²です。譲渡人は営農規模縮小のため、譲受人は農業の経営規模拡大のため、令和 2 年 9 月 9 日付けで農地法第 3 条の許可を得ました。

この農地法第 3 条の許可は、農地の所有権を贈与により取得するためのものでした。

取消理由は、許可後、所有権移転登記の手続きが行われないうまま現在に至っており、譲渡人の成年後見人の申し出により、売買での所有権移転に変更するためとなっております。

以上で説明を終わります。

議長 | 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 | (意見、質問なし)

議長 | 取り消しすることに、ご異議ございませんか。

全員 | (異議なし)

議長 | それでは、取り消しすることといたします。

議長 | 続きまして、
議案第 62 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 | それでは、議案第 62 号について、ご説明いたします。
議案書 7 ページをご覧ください。

[受付番号 1]

譲受人は農業者 1 名、譲渡人は譲受人の亡き養母、申請地は富田地区松木の 1 筆で、地目は田、転用面積は 178 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、農家住宅の敷地拡張をするにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は現在自宅である農家住宅に居住していますが、家族も増え手狭で不便になったことから、申請地の遺贈を受け、自宅を増築し、農家住宅の敷地を拡張しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年12月15日で、許可日から令和8年5月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件であります。第2小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

[受付番号2]

譲受人は太陽光発電施設の設置及び管理等を営む法人、譲渡人は無職の者1名、申請地は吉海地区名の1筆で、地目は田、転用面積は1,104㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が太陽光発電施設を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、売電事業の規模拡大のため、日照がよく太陽光発電に適した申請地を譲渡人から購入し、太陽光発電施設を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年12月15日で、許可日から令和8年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号3]

譲受人は太陽光発電施設の設置及び管理等を営む法人、譲渡人は無職の者1名、申請地は吉海地区本庄の2筆で、地目はいずれも田、転用面積は合計1,296㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が太陽光発電施設を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、

農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、売電事業の規模拡大のため、日照がよく太陽光発電に適した申請地を譲渡人から購入し、太陽光発電施設を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年12月15日で、許可日から令和8年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号4]

譲受人は太陽光発電施設の設置及び管理等を営む法人、譲渡人は無職の者2名、申請地は吉海地区仁江の2筆で、地目はいずれも田、転用面積は合計1,303㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が太陽光発電施設を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、売電事業の規模拡大のため、日照がよく太陽光発電に適した申請地を譲渡人から購入し、太陽光発電施設を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年12月15日で、許可日から令和8年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号5]

譲受人は太陽光発電施設の設置及び管理等を営む法人、譲渡人は農業者1名、申請地は吉海地区福田の3筆で、地目はいずれも田、転用面積は合計1,827㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が太陽光発電施設を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われます。

事業計画につきましては、譲受人は、売電事業の規模拡大のため、日照がよく太陽光発電に適した申請地を譲渡人から購入し、太陽光発電施設を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年12月15日で、許可日から令和8年12月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号6]

譲受人は系統用蓄電設備の設置及び管理等を営む法人、譲渡人は農業者1名、

申請地は伯方地区北浦の1筆で、地目は畑、転用面積は1,448㎡でございます。この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が系統用蓄電設備を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、売電事業の規模拡大のため、変電所に近く蓄電や売電に適した申請地を譲渡人から購入し、系統用蓄電設備を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年12月15日で、許可日から令和8年7月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号7]

譲受人は宿泊施設の運営等を営む法人、譲渡人は無職の者1名、申請地は大三島地区大見の1筆で、地目は畑、転用面積は380㎡でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が宿泊施設を建築するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま

す。事業計画につきましては、譲受人は、事業規模拡大のため、眺望もよく主要地方道大三島環状線に隣接し集客を見込むことができる申請地を譲渡人から購入し、宿泊施設を建築しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和7年12月15日で、許可日から令和8年7月31日までに事業を完了する予定となっております。

続きまして、手元にお配りしております農地法第5条の許可に係る申請書ごとの要件確認書ですが、21ページ以降をご覧ください。

それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか
- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用

する見込みが確実であるか

⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか

⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか

⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっております、いずれも適当であります。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 原案どおり、転用はやむを得ないものとして知事に進達することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、やむを得ないものとして、知事に進達いたします。

議長 続きまして、議案第 63 号 農業振興地域整備計画変更(編入)について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 63 号について、ご説明いたします。

議案書 8 ページをご覧ください。

議案第 63 号は、農振農用地区域内農地への編入について、今治市長から農業委員会の意見を求められているものでございます。

[受付番号 1]

申請地は、玉川地区龍岡下の農地 1 筆で、面積は 1,806 m²でございます。

農用地であることが条件となる中山間直接支払制度及び多面的機能支払制度の対象とするため、申請地を農用地区域内農地に編入しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 承認することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、承認することにいたします。

議長 続きまして、議案第 64 号 農業振興地域整備計画変更(除外)について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 64 号について、ご説明いたします。

議案書 9 ページをご覧ください。

議案第 64 号は、農振農用地区域からの除外について、今治市長から農業委員会の意見を求められているものでございます。

[受付番号 1]

申請者は、転用者が店舗併用住宅の建築に土地を供するため、富田地区上徳の申請地を農用地区域内農地から除外しようとするものでございます。

本件につきましては、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項第 1 号の、除外申請地の他に代替地がないという要件を満たし、また、同じく第 2 号から第 5 号までの各要件も満たしております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 承認することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、承認することにいたします。

議長 続きまして、議案第 65 号 地域計画変更(除外)について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書 10 ページをお開きください。
議案第 65 号は、地域計画の変更（除外）について、今治市長から農業委員会の意見を求められているものでございます。

[受付番号 1]

申請地は、桜井地区桜井 3 丁目の 1 筆で地目は田、面積は 1,464 m²で、太陽光発電施設設置のため、地域計画から除外しようとするものでございます。

[受付番号 2]

申請地は、同じく桜井地区桜井 3 丁目の 1 筆で地目は田、面積は 1,054 m²で、太陽光発電施設設置のため、地域計画から除外しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 （意見、質問なし）

議長 承認することに、ご異議ございませんか。

全員 （異議なし）

議長 それでは、承認することにいたします。

議長 続きまして、
議案第 66 号 農用地利用集積等促進計画関係（農地中間管理事業）について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書 11 ページをお開きください。
11 ページから 20 ページまでの議案第 66 号は、農地中間管理事業による農地の貸し借りであり、貸す人と借りる人との間に農地中間管理機構を経由する 3 者間での権利設定となっています。

今回、今治市全体の計画の件数は新規 55 件、面積は 110,777.32 m²となっております。

それぞれの小委員会で内容について審査していただいた結果、耕作に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているか、などが定められた、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号の要件を満たしているため、各委員の意見は「適当である」とのことでした。なお、当該計画を定めることについて、本市の農林水産課に意見を求めたところ、「異議なし」とのことでした。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりました。
以上の計画は、いずれも適当との意見であります。ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 それでは、農用地利用集積等促進計画関係につきましては、原案どおり決定ということでよろしいでしょうか。

全員 (異議なし)

議長 それでは原案どおり決定いたします。

議長 続きまして、議案第 67 号今治市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱等に関する規程の一部を改正する規程制定について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第 67 号について、ご説明いたします。
議案書 21 ページをご覧ください。
12 月市議会におきまして、農地利用最適化推進委員の定数が変更されましたので、担当区域の定数を改正するものでございます。
別表第 3 地区を 4 人、第 4 地区を 5 人、第 6 地区を 4 人、それぞれ 1 人増員し、合計 23 人とするものでございます。
参考として 22 ページに改正後の別表を掲げております。
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、原案どおり決定いたします。

議長 続きまして、議案第 68 号今治市農業委員会の農地利用最適化推進委員の募集について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第 68 号について、ご説明いたします。

議案書 25 ページをご覧ください。

令和 8 年 7 月の改選に伴い、農地利用最適化推進委員の募集を行うものであります。

それでは、今治市農業委員会農地利用最適化推進委員募集要項の概要について説明いたします。

- 1 募集人員について、先ほど議案第 67 号で承認されましたとおり 23 人でございます。担当区域及び定数は、第 1 地区 3 人、第 2 地区 4 人、第 3 地区 4 人、第 4 地区 5 人、第 5 地区 3 人、第 6 地区 4 人でございます。
- 2 身分について、今治市特別職の非常勤職員になります。
- 3 任期について、委嘱日から令和 11 年 7 月 19 日までです。総会での決定をもって委嘱されますので任期開始日を委嘱日からとしております。
- 4 報酬について、今治市報酬及び費用弁償支給条例に定める額となります。
- 5 推進委員の要件については、(1) から (7) のとおりでございます。
続きまして、26 ページをご覧ください。
- 6 推薦及び応募の方法について、
 - (1) 推薦については、①農業者が推薦する場合、②農業者が組織する団体が推薦する場合の 2 つの方法によります。
 - (2) 応募については、公募に応募しようとする者が、応募書に必要事項を記載し応募します。
 - (3) 提出先について、今治市農業委員会事務局、又は各支所住民サービス課となります。
 - (4) 推薦・応募様式の入手方法については、今治市農業委員会事務局、今治市産業部産業政策局農林水産課、各支所住民サービス課の窓口に備えるほか、今治市ホームページからも入手可能としています。
- 7 受付期間について、「推進委員の委嘱等に関する規程」第 5 条第 1 項により、令和 8 年 3 月 2 日から 4 月 1 日の 1 月間としております。
- 8 委嘱方法について、推薦された者又は応募した者については、必要に応じて今治市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会を開催のうえ、農業委員会が推進委員を決定し、委嘱します。
- 9 その他について、受付期間の中間及び期間終了後に、市ホームページにおいて推薦状況を公表します。

なお、農業委員については、市議会の同意を得たうえで市長が任命しますので、市長部局である農林水産課が公募、選考事務を行います。そのため、農業委員の推薦・公募の実施に関する意思決定は、市長部局で行います。公募については、農業委員・推進委員併せて行うこととなります。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、原案どおり決定いたします。

議長 続きます

報告第 34 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 35 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

報告第 36 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

報告第 37 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明いたします。

議案書 27 ページから 31 ページの報告第 34 号 農地法第 3 条の 3 の届出につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は 15 件の届出がありました。取得事由は全て相続であり、権利内容は所有権が 15 件でありました。議案書 32 ページの報告第 35 号 農地法第 4 条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴わない転用でありまして、今月は 1 件の届出があり、面積は 337 m²でありました。

議案書 33 ページの報告第 36 号 農地法第 5 条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は 5 件の届出があり、面積は合計 4,227 m²でありました。

報告第 35 号及び第 36 号は、小委員会において、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。

なお、報告第 34 号から第 36 号は、いずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。

続きます、議案書 34 ページの報告第 37 号は、農地法第 18 条第 6 項の通知でございます。

今月は 2 件の届出があり、合計面積は 502 m²でありました。反対給付は、すべて「なし」となっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 | (意見、質問なし)

議長 | 報告事項でありますので、ご了承願います。

議長 | それでは、本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして全て終了いたしました。せっかくの機会でございますので、何かございませんか。

全員 | (意見なし)

議長 | 意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

【閉会后】

事務局 | 事務局から、次回の総会の日程について連絡します。

次回の総会ですが、令和8年2月10日 火曜日 午後2時から今治市役所第2別館11階特別会議室1号2号で開催しますので、よろしく願います。